



危 政 第 69 号
感 新 第 410 号
令和 3 年 7 月 14 日

一般社団法人静岡県医師会会長 様
公益社団法人静岡県病院協会会長 様

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について

日頃、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和3年6月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」により、事業所内に診療所が所在せず、職場で検査を実施する場合に、検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で、適切な感染防護を行いながら検査を実施する手順が示されたところです。

この実施手順にあるとおり、事業所内に診療所が所在しない事業所は、連携医療機関（新型コロナウイルス感染症の診療・検査並びに患者の診断及び保健所への届出を行うところに限る。）を定めることにより、医薬品卸売販売業者から直接検査に必要な抗原簡易キットを購入できることとなっております。

今後、連携医療機関がなく検査の実施を希望する事業所から医療機関に対して相談がある可能性があります。本事業はクラスターの大規模化や医療のひっ迫を防ぐための重要な取組であり、関係の皆様のご協力が不可欠だと考えておりますので、本事業の趣旨を御理解の上、貴会会員に対して本事業へ御協力いただきますよう働きかけをお願いいたします。

なお、県内経済団体に対しては別添のとおり周知した旨、申し添えます。

記

○実施手順（第2版）の概要
別紙のとおり

担当 新型コロナウイルス対策課企画調整班
電話 054-221-2982



1 実施手順（第2版）の概要（職場において検査を行う場合）

| 項目 | 内容 |
|--------------------|---|
| 前提 | 体調不良時は医療機関を受診することが基本 |
| 事業所が行う 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携医療機関（コロナ検査、診断可）を定める ・ 検査を管理する従業員を研修し、リストを作成する ・ 医薬品卸売販売業者から抗原簡易キットを購入する |
| 検査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤後などに健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、または従業員が発熱、せき、のどの痛み軽い症状が判明した場合 ・ 直ちに医療機関を受診することができない場合 ・ 検査を管理する従業員の管理の下で実施 |
| 抗原簡易キットによる検査が陽性の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 陽性者は帰宅・出勤停止、速やかに医師の診察を受ける。 ⇒<u>医師が陽性と診断した場合に、当該医師が保健所に発生届提出</u> ・ 確定診断を待たず同時並行で「初動対応における接触者」を各事業所が自主的に特定し、必要な措置を講じる。 |

2 連携医療機関の役割

- ・ 事業所が抗原簡易キットを購入等（選定・保管・使用）するに当たり、相談を求められた場合に技術的助言を行う。
- ・ 抗原簡易キットによる検査結果が陽性だった場合に、被検者の確定診断を行う。

関係団体代表者 様

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

職場における新型コロナウイルス感染症対策等について（第 2 報）

日頃、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについては、令和 3 年 6 月 8 日付危政第 52 号・感新第 265 号静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部「職場における新型コロナウイルス感染症対策等について」により、通知したところですが、これに関連して、令和 3 年 6 月 25 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡により「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）について」が別添のとおり示されました。

各事業所には、前提として体調不良の場合には出勤しない社内ルールの徹底をお願いしているところですが、出勤者の中に体調不良の者が見出された場合に検査を実施する場合の実施手順を下記のとおり整理しましたので、貴団体の下部組織、関係団体、事業者等の皆様に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 実施手順の主な内容

- ①具合の悪い従業員が見出された場合には、速やかに医療機関を受診するよう促す。
- ②直ちに医療機関を受診することができない場合に、事業所は次のアからウのいずれかで抗原定性検査等を実施できる。
 - ア 職場内の診療所
 - イ 連携する医療機関
 - ウ 事業所（検査に関する研修を行った従業員の管理下で実施）
- ③上記ウの方法で検査を行う場合、検査に関する研修を受講した従業員リストの作成、連携医療機関（新型コロナウイルス感染症の検査、診断が可能な医療機関）を設定することで医薬品卸売販売業者から直接抗原簡易キットを購入することができる。
- ④抗原定性検査の結果が陽性となった場合は、速やかに医師の確定診断を受ける。

2 添付資料

- 参考資料 1 職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）の主な流れ
参考資料 2 「抗原簡易キットによる検査の流れ（職場で検査を実施する場合）」
参考資料 3 抗原簡易キットによる検査実施マニュアル（参考）

<参考資料1>

職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)の主な流れ

体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養とする社内ルールを徹底した上で、健康観察アプリ等で毎日従業員の健康状態を把握する。

出勤した職員の中に具合の悪い従業員を確認

医療機関の受診を促す。

受診

直ちに医療機関を受診できない場合

以下のいずれかを受診し、医師の診断を受ける。

- ・かかりつけ医
- ・事業所内診療所
- ・連携する医療機関

抗原簡易キット等により検査を実施

<事前準備>

- ・検査を管理する従業員を研修し、リストを作成
- ・連携医療機関を設定(確定診断が行える機関)
- ・抗原簡易キットの購入

抗原検査の結果を問わず、**連携する医療機関を受診**
※陰性の場合も偽陰性の可能性があるので、医療機関の受診を促す。

●医師の診断結果が新型コロナウイルス感染症の場合

- (医師) 保健所へ届出
- (本人) 速やかに帰宅し、保健所の連絡を待つ。保健所の指示により、感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養
- (職場) 職場での感染の可能性がないか等保健所の調査が円滑に実施できるように、陽性者の行動歴を把握する。

◆医師の診断結果が新型コロナウイルス感染症ではない場合

医師の指示により、症状が軽快するまで療養

【初動対応における接触者】に対する対応

- ・職場は、確定診断まで時間が掛かる場合は、国通知別紙1「初動対応における接触者」の自主的な特定の基準を参考に陽性者と接触のあった者を特定し、速やかに帰宅させ自宅勤務を指示する。
- ・接触者には速やかに帰宅及び自宅勤務を指示する。最初に陽性となった者が確定診断により陰性となった場合や、保健所が「濃厚接触者」に当たらないと判断した場合は自宅勤務を解除する。

抗原簡易キットによる検査の流れ(職場で検査を実施する場合)

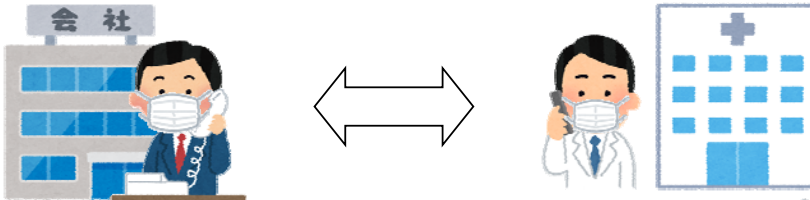
(1) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ① 抗原簡易キットによる検査を管理する職員の設定
【厚生省WEBサイト】抗原検査に関する研修を受講する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 陽性となった場合に受診する医療機関を事前に確認
(医療機関との連携を確認し、対応フローを作成)
- ③ 医薬品卸売業者から抗原簡易キットを購入・保管
薬事承認を得ているもの、常温(2~30℃)で保存
事業所が購入する場合には、「抗原簡易キットを使用した検査実施体制に関する確認書」(国別紙3)を提出する必要があります。
- ④ 検査実施マニュアルの作成



①受講済み職員の名簿(任意様式)を作成してください。

②抗原簡易キットによる検査で陽性となった場合を想定して、医療機関の連絡先等を事前に確認しておきます。



(2) キットを利用した検査の実施

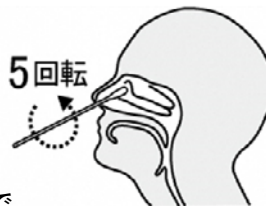
従事者等に症状が現れた場合、まずは受診を検討してください。

・事情によりすぐに受診できない場合に、抗原簡易キットを利用した検査を実施



検査に関する研修を受講した職員の管理下で

鼻腔ぬぐい液採取



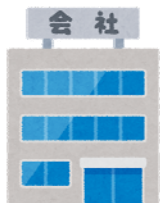
鼻腔ぬぐい液の採取であれば、検査に関する研修を受講した職員の管理下で被検者本人が採取することができます。

陽性

陰性

(3a) 陽性者への対応

- ・速やかに帰宅・出勤停止をする
- ・確定診断を行える連携医療機関に陽性となった者を受診させる



自宅



病院・診療所

(3c) 陰性者への対応

- ・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養・連携する医療機関への受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

(3b) 陽性の者以外への対応

重要!

- ・陽性の者の確定診断を待たず、「初動対応における接触者」を特定し、自宅待機させる(最終接触日から2週間を目安)などの措置を講じる。

※確定診断を行う医師からの届出に基づく保健所の検査を待たず、自主的に初動対応を行い、職場内での感染拡大を防ぐ。

詳しくは、「初動対応における接触者」の自主的な特定の基準」(国通知別紙1)をご覧ください。

抗原簡易キットによる検査実施マニュアル

このマニュアルは、「職場における積極的な検査等の実施手順」に基づき、職場において抗原簡易キットにより検査を実施するために必要な項目を定めるものである。

1. 検査を管理する従業員

「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」、「理解度確認テスト」及び抗原簡易キットの取扱説明書により検査に必要な事項・注意点を理解し、実際に検査を行う際に被検者への指示や検査結果の判定等を行う者として、次の者とする。

| 部署 | 氏名 |
|----|----|
| | |

※適宜行を追加すること（1名以上）

2. 検査キットの保管方法・保管場所（2℃～30℃で保管できる場所）

| 保管場所 |
|------|
| |

3. 抗原簡易キットの使用について

職員に体調不良が認められた場合は、まずは医療機関の受診を検討する。
直ちに受診することができない場合は、抗原簡易キットにより検査を実施する。

4. 検査実施場所

検査は、①換気が適切にされていること、②被検者と検査実施管理者が2メートル以上距離をとれること、③不特定多数の人が往来する場所でないことなどの条件から、以下の場所で行う。

| 検査場所 |
|------|
| |

5. 感染防護具の種類と保管場所

検査を受ける人は、サージカルマスクまたは不織布マスクを装着すること。
検査実施管理者は、マスクの装着に加え、手袋を装着すること。（複数人が検査する場合は、1人ごとに手袋を交換する）

| マスク等の保管場所 |
|-----------|
| |

6. 連携医療機関について

抗原簡易キットによる検査で陽性反応となった場合は、以下の医療機関に事前連絡した上で受診する。

なお、陰性反応の場合でも体調不良の場合は、医療機関を受診する。

| 医療機関名 | 電話番号 |
|-------|------|
| 住所 | |

抗原簡易キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検体検査に立会う職員が、研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
- ② 抗原簡易キット等を使用した検査の結果が陽性となった場合に受診ができるよう、連携医療機関の協力を得ています。
- ③ 抗原簡易キットの選定・保管・使用に当たり、あらかじめ検査に関する技術的助言を連携医療機関から受けています。
- ④ 抗原簡易キットは、従業員等（※）に症状（発熱、せき、のどの痛み等）が現れた場合であって、事業所の責任者が事業運営上の見地から必要と認める場合に検査を実施するために購入します。
（※）「従業員等」には、イベント、旅行の参加者等は含まれません。
- ⑤ 検査の実施は、当該事業所に所在する検査立会い職員の管理下において実施します。
- ⑥ 検査結果が陽性だった場合には、事業所の責任者が従業員等に直ちに提携医療機関を紹介します。
- ⑦ 検査結果が陰性だった場合でも、事業所の責任者が従業員等に直ちに自宅待機指示または連携医療機関等への受診勧奨をします。

以上①から⑦までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原簡易キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

連携医療機関の名称：

〇〇〇〇診療所

連携医療機関の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

連携医療機関の電話番号：

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※あらかじめ連携医療機関の了解を得た上で記入してください



（裏面に続く）

確認者が法人である場合には責任者の役職及び氏名

役職：

(例) 総務部長

氏名：

〇〇〇〇

担当者の氏名と連絡先電話番号

担当者の氏名：

〇〇〇〇

連絡先電話番号：

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇